



平成28年1月15日

各 位

会 社 名 川 崎 地 質 株 式 会 社  
代 表 者 名 代表取締役社長 坂 上 敏 彦  
(JASDAQ・コード4673)  
問い合わせ先 執 行 役 員 土 子 雄 一  
財 務 ・ 株 式 部 長 TEL03-5445-2071

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、平成28年2月26日開催予定の第65期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 監査等委員会設置会社への移行

#### (1) 移行目的

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

#### (2) 移行時期

平成28年2月26日開催予定の当社第65期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

### 2. 定款一部変更について

#### (1) 定款変更の目的

- ①監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行います。
- ②取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役の責任免除に関する規定及び責任限定契約を締結できる旨の規定を新設いたします。
- ③公告方法について、周知性を高めることを目的として電子公告への変更をいたします。
- ④取締役会議事録について、明文化します。
- ⑤常勤の監査等委員を選定できる旨規定します。
- ⑥責任免除に関する規定を新設することに伴い、附則を規定します。
- ⑦その他上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行います。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 2 月 26 日（金）

定款変更の効力発生日 平成 28 年 2 月 26 日（金）

3. その他

監査等委員を含む取締役人事につきましては、本日開示しました「平成 27 年 11 月期決算短信〔日本基準〕（非連結）」に掲載の 6. その他をご覧下さい。

以上

【別紙】

変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所は下線の部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)  (公告方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	第1条～第3条 (現行どおり)  (公告方法) 第4条 当社の公告は、電子公告とする。 <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第5条～第16条 (条文省略)  第4章 取締役および取締役会  (員数) 第17条 当会社の取締役は、12名以内とする。  (選任方法) 第18条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。  ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらない。  (任期) 第19条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  (新 設)	第5条～第16条 (現行どおり)  第4章 取締役および取締役会  (員数) 第17条 当会社の取締役は、12名以内とする。 ② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>  (選任方法) 第18条 当会社の取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 株主総会の決議によって選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらない。  (任期) 第19条 当会社の取締役 ( <u>監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、<u>他の現任取締役</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>第20条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 当会社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 当会社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第25条 当会社の取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、<u>当会社の重要な業務執行を決定し、その運営については取締役会で定める取締役会規則</u>による。</p>	<p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 当会社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 当会社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 当会社の取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に定める事項のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(相談役および顧問) <p>第26条 当会社は、取締役会の決議をもって相談役および顧問を置くことができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新 設)</p>	第27条 (条数繰り下げ) <p>(報酬等)</p> <p>第28条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
第5章 <u>監査役および監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
(監査役および監査役会の設置) <p>第28条 当会社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	(監査等委員会の設置) <p>第30条 当会社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(選任方法) <p>第30条 <u>当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
(任期) <p>第31条 <u>当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
(常勤の監査役) <p>第32条 <u>当会社の監査役は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(常勤の監査等委員) <p>第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(監査役会の招集通知) <p>第33条 <u>当会社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(監査等委員会の招集通知) <p>第32条 <u>当会社の監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手續を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(監査役会の決議方法) <p>第34条 <u>当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(監査等委員会の決議方法) <p>第33条 <u>当会社の監査等委員会の決議は、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
(監査役会の議事録) <p>第35条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>	(監査等委員会の議事録) <p>第34条 <u>当会社の監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会規則) 第36条 当会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に定める事項のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(監査等委員会規則) 第35条 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定める事項のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
(報酬等) 第37条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第38条 当会社は、会計監査人を置く。	第6章 会計監査人 第36条 (条数繰り上げ)
(選任方法) 第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。	第37条 (条数繰り上げ)
(任期) 第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	第38条 (条数繰り上げ)
(報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章 計算 (事業年度) 第42条 当会社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。	第7章 計算 第40条 (条数繰り上げ)
(剰余金の配当) 第43条 当会社の剰余金の配当は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。	第41条 (条数繰り上げ)

現 行 定 款	変 更 案
(中間配当) 第44条 当会社は、取締役会の決議によつて、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる。	第42条 (条数繰り上げ)
(剩余金の配当等の除斥期間) 第45条 当会社の剩余金の配当および中間配当は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払いの義務を免れる。	第43条 (条数繰り上げ)
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p>第1条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第65期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第2条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第65期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>